慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハンザ同盟に於ける中世的要素
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.1 (1933. 1) ,p.139- 168
JaLC DOI	10.14991/001.19330101-0139
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330101-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ます〳〵多い」。と論じてゐる時貨幣と信用量との關係はフィッシャーが認めた樣に、前者により後者の正比例的關係の存在を承認しない迄も尠くともこれに積極的に反對するものではない。これに反してヴァルガやヒルファディングは其の關係の存在を全然否定せんとするものである。

カウッキーは勿論金生産方法の變化のみを物價變動の唯一の原因と見做しはしない。此の外、交通機關の發達關稅、トラスト、地代、軍費等にも其の原因を需めてゐる。乍併、彼は、金生産額の增大はそれだけ新需要の增大を意味し、從つて好景氣を約束するものであり、勞働狀態を改善するものであるに反し、經濟的獨占化に伴ふ商品の供給の制限に基づく物價騰貴は、常に勞働者の貧困化、惹起せしめる。今や金生産額の增加の傾向は漸次に下向してゐる。然るに他方、拘束經濟の强力なる發展は急足に行はれてゐるからして、後の意味に於ける物價騰貴は不可避的である。

以上のカウッキーの「物價騰貴論」を以つて此の論爭は一段落を告げた。ヴルファカ、ヒルファディングの流通價値に立脚する理論は純理論としては決して正鵠を得たものではないであらう。マルクスが「貨幣價値にして與へられてゐるならば、取引價格總額は流通手段の量を決定すると」と謂ふ場合に於ける前提條件はこれを正當に吟味し考量すべきであつて、これを不當なる「廻り道」として省却すべきではない。乍併、其の反對論者たるカッウキーに於いても或る程度認容せられてゐるやうに、金生産の增加量は漸に減少し、從つて金生産に生ずる生産方法の改善にも拘らず、資本の分配を變更せしめて一般物價を上騰せしめる如き變動を生ぜしむる機會を減殺するに至つてゐるからして、マルクスの與へてゐる前記の前提は、實際に於いて、省略して敢て不當なる結果を生ずることなきに至るのではなからうかと考へる。

ハンザ同盟に於ける中世的要素

高村象平

一

「ひと若し我に居らずば、枝の如く外に棄てられて枯る。ひとびとこれを集め火に投入れて燒くなり。」かくして、火刑を以て異端糺問に臨むことの漸く多くなり始めたと略、同じき頃、北歐を彩つた諸商業都市の同盟『獨逸ハンザ』の活躍は、當時の「自由都市の存在」と相並べて、これを「中世紀の絕頂」(1)と做しても決して過言ではないほど、目覺ましいものであつた。然しその光彩は、畢竟、封建社會の圈內に於いてのみ發揮せるもの、謂ゆる中世的なる商業都市の背景の前にのみ、その演ずべき役割を有したものに外ならなかつたのである。

このハンザ同盟が、獨逸經濟史上に於いて有する意義を明かにするに先立つて、暫くハンザ同盟自體に包藏される二種の要素――それを筆者は中世的要素と近世的要素と名付けるのであるが――に就いての概觀を與へたいと思ふ。それは筆者のハンザ研究の輪廓を、おぼろげながらも限定して、以てこの後の研究に際しての導きの絲の所在を一應示すところありたいといふ意圖より出づるものに外ならない。

吾々の誰もが、中世歐羅巴に於いて一切のものが安定してゐたといふことに就いては、恐らく一應は肯定するで

あらう。それは、「謂はゞ世襲によつて安定してゐたのであり、そこでは、農民は、彼の地區のみならず、彼の自由財産家としての、自由な又は隷屬的な小作人或は農奴としての地位を、都市手工業者は、彼の手工業及びギルド的特權を、世襲的且つ殆ど不割讓的に繼承した。そしてその上に彼等の各、は彼の顧客と彼の賣捌市場並に彼が若い時から傳統的職業のために養成せられ來つた熟練をも繼承した。(2) そしてかかる世界へ入り來つたところの商人も亦、「決して個人主義者ではなく、彼はその同時代人の全部と等しく本質的に組合人であつた」(3) のである。然しこの立言は反對を受けることが往々であらう。例へばクスゲの如き、中世の人々は彼等に組合的原理を課すところの諸制限を、折あらば廢しようと恆に待ちかまへてゐたと云つてゐる。(4) この種の反對にも拘らず、いま吾々が想起するに、當時の田舍に於いてマルク共同組合が支配してゐた事實や、或は諸都市に於けるギルドは手工業の特權にマルク共同制が適用せられたものと見るべきこと等を以てするならば、そしてこの後者の「全組織の中心點となつたのが、全體に對して保證せられた特權と利用とに各組合員が平等に參加することであつた」ことを知る限り、中世の人々は本質的に組合人であつたと見るを至當とするであらう。而してこのことは又、「海外貿易を振興した商人共同組合にも妥當する」のであつた。(5) 例へばヴェネチア人、ゼノア人、ハンザ同盟商人、そしてその競爭者たる和蘭人と南獨逸商人等々、皆この例外たることは決してなかつたのである。

たゞここに一つの注意が必要とされる。それは、このハンザ同盟が組合的秩序のもとにあつたといふこと、それを筆者はこの同盟の有する非資本主義的要素の一とし、更に本稿に於いては中世的要素の一つと做すのであるが、そのことは後述する如く、このハンザなる名稱が獨逸貿易商人組合を指す限りに於いて、その最も純粹なる姿をとつてゐたのであること、これである。素よりこのことはハンザの名稱が轉じて、バルト海及び北海沿岸の獨逸商業都市を主とするそれ等の聯合を意味するやうになつた後に於いて、右の秩序が喪失されてしまつたといふのでは決してない。反對に、この秩序はハンザ同盟沒落に至るまで、終始その最も重要な特色たるを失はなかつたのである。そしてまたこの標徵の故にこそ、漸く近代國家の背景を持つて現はれた個々の商業競爭者の前に、ハンザはその地盤を明渡さねばならなかつたのであつたと云はねばならない。しかも尙吾々は、このハンザの名稱の轉化と共に、組合精神と背馳するところの個人主義的色彩が次第に濃く織り出され來つたことを見出さざるを得ないであらう。筆者がこのハンザ商人を以て組合人と做すのは、右の限定を以てであることをここに一言して置く。

この組合的原理の發露の一端は、例へばこれ等商人の利潤が、組合內部に於いて均霑され、即ち利潤率をして參加者全體に對して等しからしめんとするところの計畫的且つ意識的な商人の努力に、これを見ることが出來るであらう。「ヴェネチア商人はレヴァンテに於いて、ハンザ商人は北國に於いて、いづれも、彼の商品に對しては彼の隣人と同等の價格を支拂つたし、それ等の商品が彼に對し同等の運搬費を費さしめたが、その代りとして彼は、彼の國の他の各商人と同等の價格を取得し、そしてやはり同等の價格で歸り荷を買込んで來た。從て利潤率は全體に對して平均であつた。」かくの如くエンゲルスは說いてゐる。素より「この協同組合的協同動作によつて成就せられたところの、しかも全關係者に平等な利潤率は、單に協同組合內部に、即ちこの場合には『國民』(ヴェネチア人、ゼノア人、ハンザ同盟員、和蘭人等は各自それぞれ一國民を有つた。)內部に於ける地方的通用のみを有してゐたのではある」けれど。(6) 云ふ迄もなく當時にあつては、直接的生產者はすべて彼等自身の生產手段を有し、「從てその勞働は、如何なる資本からも剩餘價値を生じないといふ有樣であつた。彼等が生產物の一部分を無償で第三者に讓らなければならなかつたとすれば、その場合には封建諸侯への貢納の形でこれをなしたのである。」では、右の商

人資本の利潤は一體何處からこれを得たのであるか。

それは、「國內生產物の外國購買者からか、或は、外國生產物の內國購買者から收得しなければならなかつた」のである。(7) このことは、中世の商業が仲介的性質のものであること、從て又、獨逸ハンザ都市が、「純粹なる形態に於ける商業資本の範疇に屬す」(8) ことを示す。と云ふのは斷る迄もなく、商業資本に於いては、より高く販賣せんが爲めの購買が、最も純粹なる形態であるから。(9) 即ちこの商業都市の商人が營む「商業は、自國の生產物を輸出することに依つてではなく、寧ろ商業的にもその他の經濟的方面に於いても發達の後れてゐた各社會の生產物の交換を媒介し、雙方を搾取することに依つて、主たる利益を得てゐたものである。この場合に於ける商人資本は純粹のものであつて、その兩極たる、この資本に依つて相互媒介されるところの生產部面から分離されてゐる。この事實こそ、商人資本を成立せしめた主要な一源泉となつてゐるのである。」(10) 確かにハンザ同盟の繁榮とその北歐に於ける、と云ふよりは寧ろ當時の歐羅巴社會を席捲したところの强大なる商權とは、その營むところの仲立ち的商業によつて齎らされたものであつた。それは、その仲立ち的な性質の存立を可能ならしめる諸條件の存在する間、その渦中にある彼等商人は素よりのこと、彼等を繞ぐるすべての人々にとつて、恰かもその權勢の維持は永久的なるものの如くにさへも考へられてゐたのであつた。商業に於けるこの仲立ち的と云ふ標徵が、畢竟前資本主義的のものであり、即ち本稿に於いて云ふところの中世的なるものであり、それ故にその限りに於いての商業的富の獲得と商權の把持に過ぎぬとは夢想さへもされぬところであつたのである。

そしてまた、ハンザの營む商業の性質が右のものであり得た限りに於いて、それは尙前資本主義的なる組合精神をその中に保有し、且つそれをその有する要素中の最も特徵あるものとして剩すところなく發揮することを得たの

であつた。筆者の云ふ中世的なる二要素は、まさにその限りに於いて、相組合はされ、交互作用して、層一層ハンザ同盟を中世的なる框內に置き、しかもそのことによつて更にその背景と渾然融合せしめるにあづかつて最も力あるものとなつたのである。

「けれどもこの種の仲立ち的商業に依つて雙方とも搾取されてゐる民族の經濟的發達が進むに比例して、かかる商業の獨占と、從てこの商業それ自身の存在とは壞滅することになる。蓋しこれ等の民族が未發達狀態にあるといふ事實こそ、この商業の存在の基礎となつてゐたからである。これ、仲立ち的商業にとつては單に一の特殊商業部門の崩壞として現はれるのみではなく、また純粹なる商業民族の至上權と、仲立ち的商業の基礎上に立つ彼等の商業的富一般との崩壞としても現はれる。」(11) この概說は、ハンザ同盟に於いて具體化された事實からの結論であると云つても差支ないほど、ハンザ同盟の沒落過程に對して妥當するのである。

かくしてハンザ同盟を葬ふ鐘は打ち鳴らされた。その有する前資本主義的要素の一つであり、またその發展の地盤であつたところの仲介商業の沈衰に伴つて、漸くその存在の使命を果し終つたことは確かである。これによつてこのハンザ同盟の發生、成長、沒落の過程の研究が意味するところの一半は明かにされよう。即ち資本が商人資本として獨立優勢的に發達するといふことは、社會の一般的なる經濟的發達に逆比例するといふことの實證的檢討がそれである。しかも尙、その有する意義はこれのみに止まるものでないことが、當然のことながら注意されねばならないのである。

それは抽象的に云へば、右の非資本主義的要素の框內に潛在せる對立物、即ち資本主義的要素が、自ら如何なる發展の途を採つたか、それと同時にそれを包む外殼には如何なる影響を與へそしてまたそれからして如何なる影響

を蒙つたかの吟味である。具體的に云ふならば、右のハンザ衰退を促すにあづかつて力あつたものは、ハンザ同盟諸都市がその仲立ち的商業を營む爲めの肝要なる手段として重要視した船舶業自體に内在するところの因子であつたこと、これである。それは既に中世紀に於いて、換言すれば、その成長の過程に於いて、既に胚胎して居たところのもの、殊にハンザが商業都市同盟たることを意味するに至つて、その胚胎が一層明かにせられたところのものである。簡單に云へば、それは「ハンザの海國共和國によつて營まれたやうな規模に於ける船舶業は、水夫、即ち賃銀勞働者なくしては不可能であつた」こと、これである。水夫は、縱令その賃銀關係が、利益分配といふ協同組合的形態の下に陰蔽されてゐても、尙賃銀勞働者たることは否めないであらう。「その頃の橈走船にとつては、舵手と賃銀勞働者と奴隷とがなければ不可能であつた」ことは云ふ迄もない。(12) してみれば、ここに吾々は、資本主義的剩餘價値形成の第一の發端を有つ」といふことが出來るし、また云はなければならないのである。即ちこれによつて明かにせられることは、ハンザの船舶主の「利潤が少くとも、その國に普通行はれてゐる程度のものに、船舶の保險、販賣等々のための特別割增を加へたものでなければならなかつた」許りでなく、船舶主は、かかる「商業利益より以上に剩餘價値の收奪者となつた」(13) ことこれである。そしてまた、この事實によつて吾々は、ハンザ同盟に於いて採られた諸方策中にあつて、その航海に關するものの價値がとりわけ大であることを、知る。その詳細に就いては、暫くこれを後述するところに俟つであらう。

ハンザ同盟に近世資本主義の端緒を求めることが、多くの史家によつて爲されてゐることは、敢えて指摘する迄もないであらう。吾々もその理由を、右のハンザの特色のうちに見出し、またそれを右に述べた限定付けを以て是認する。然しこれは注意するまでもないことと思ふけれど、この是認は、商業資本が產業資本の直接の先行者であること、或は「商人資本の存在と或る程度までの發達とは、それ自身、資本制生產方法發達の歷史的前提となるものである」が然し「商人資本の發達はそれ自身として考へる時、一つの生產方法から他の生產方法への推轉を媒介し說明するに不十分のものとなつてゐる」(14) のであることが、十分に甄味せられての上に行はれるものでなければならないのである。例へば「古代世界に於いては、商業の作用と商人資本の發達とは奴隷經濟に結果することを常としてゐた。然るに近代世界に於いては、それが資本制的の生產方法に結果して行くのである」(15) と論斷されてゐるところの意味を熟知して後に、吾々はハンザに近世資本主義の發端を求めたいと思ふ。

しかもハンザ同盟そのもの、即ち、この純粹なる形態に於ける商業資本は、それはあくまで中世的なるものに止まつたのである。それがまとつた外衣は、遂に古き革囊以上の何ものでもなかつたのであつた。それは封建的關係の基礎の上に於いてのみ、發展し得たのであることが注意されねばならない。從てそれの封建的關係を輕く評價することは全く許されないのである。

（1）高畠素之譯、資本論、大正十五年、第一卷九六一頁。
（2）Fr. Engels' letzte Arbeit: Ergänzung und Nachtrag zum dritten Buch des "Kapital." in: Neue Zeit Jg. 14. Ht. 1. 嘉治隆一譯、全集（改造社版）第十四卷三三六頁。
（3）同上、三三七頁。
（4）B. Kuske: Die Entstehung der Kreditwirtschaft und des Kapitalverkehrs. in: Die Kreditwirtschaft. Tl. I. 1927. S. 6.
（5）嘉治譯、三三七頁。
（6）同上、三三八—九頁。

(7) 同上、三四〇頁。
(8) S. Dubrowski: Über das Wesen des Feudalismus, der Leibeigenschaft und des Handelskapitals. in: Agrar Probleme. Bd. II. Ht. 2. 宮本譯、滿鐵支那月誌第七年第十二號、三七頁。
(9) 高畠譯、第一卷一八二頁。
(10) 同上、第三卷(上) 四〇五—六頁。
(11) 同上、第三卷(上) 四〇六頁。
(12) 嘉治譯、三四一頁。
(13) 同上、三四一頁。
(14) 高畠譯、第三卷(上) 四〇三頁。
(15) 同上、四一〇頁

二

本稿に於いて採り上げる問題は、ハンザ同盟全盛期に於ける中世的要素の優越に就いてである。筆者はこの要素を大別して、この同盟が組合的秩序の下に統制せられてゐたことと、その營むところが仲介商業であつたこととする。そしてこの後者の爲めの手段が主として海路によるものであるが故に、その海運政策に就いて窺ふところありたいと思ふ。然し先づ、ハンザ同盟の全盛期とは何時を指すかが知られてゐなければならないであらう。

エルベを渉つて東へ、そしてそのスラヴ地方の行くさきざきに於けるゲルマン化、基督教化。この十二世紀初頭、サクセンの活動によつて眞の進展を見るに至つた獨逸國民の東方侵出史、ここに獨逸ハンザ同盟前史の最初の頁は置かれる。(1)

東方移住の增加によつて、密林と瘠地のスラヴ領土も漸次に邊境の地たることを止めるに至つたが、これには當時既に發達してゐた西部獨逸、ヴェストファリア、低ライン沿岸の都市に於ける貿易商人の先驅者の努力に負ふところ尠くなかつたと云はれて居る。彼等はシュレスウィッヒを越えバルト海を經てイルメン湖畔のノヴゴロドに進み入つた。そしてその交通路線上に、リュベック、ヴィスマアル、ロストック、シュトラルズント、ダンチヒ、ゴットランド島に於いてはヴィスビイ、バルト海東岸にはリガ、レヴァル、そしてドルパットの諸都市が相前後して出現した。これ等東部諸都市の獨逸商人は、その地方の農民貿易者、殊に從來ノヴゴロド地方に往來してゐたゴットランド島民との競爭に勝を得て後、ケルン、ゾエスト、ドルトムント、ミュンスタア等からの西部獨逸商人と合同して、以てバルト海貿易をその手中に收めるに至つた。そしてバルト海の中央に在るゴットランド島は、先づ以てこれ等獨逸商人協同體の中心地となり、そしてその首邑ヴィスビイが對露商業の關門たることは從前と異るところなかつた。(2)

このバルト海の經濟支配を贏ち得たことは、レエリッヒに據れば、この獨占によつて十三世紀の低獨逸地方の商人が、西方フランダアス及び英國と、東方バルト海沿岸地方との間の、最初のしかも同時に不可缺の仲介者として商業の環をつなぐ役割を演じ、以てこのことを好餌として西歐諸國並びに諸都市からさまざまの特權を掠取し得た點に、その意義を有する。當時歐洲に於いて人口稠密と工業化の高度とによりその名を成してゐたフランダアス地方、更にはこの地方の織物業に原毛を供給する英國に於いて、需要される東北部諸國の各種原料品を齎し來る獨逸商人が、その支配的地位を利用してさまざまの特權を獲得したことは確かである。勿論この出先き地に於ける特權

の獲得には、それぞれその國王又は都市に對して、相當の提供を爲すところあらねばならない。例へば國王に軍事費を供給するとか、或は一定額の年金を國王又は都市に提供するとかして、以て貿易上の特權と免稅とを許されたのである。そしてフランダアスの支配權獲得を原因とするところの百年戰爭によつて涸渴せる英國財政を救つたことに對して、エドワアド三世がその報償として羊毛輸出の特權を認めたことの如き、その優なるものに屬するであらう。(3) まさに東歐及び北歐の原料品と西歐の製造加工品との交換は、その中間に介在する獨逸商人にとつて絕好の活動舞臺であつたのである。(4) しかもこのことは、大體に於いて十三世紀末迄に亘る東方開拓がその機緣を爲すものであり、この殖民に、後のハンザ發達の一因を求むること、(5) 從てこれをハンザ同盟前史として飾ることは、當然とせねばならぬであらう。第十四世紀に於ける獨逸ハンザ諸都市同盟の結成と發達との爲めには、まさにこの東方殖民を以てその根柢がふみかためられ用意されて居たのであつた。

かかる前史を有するハンザ同盟は、何時成立したのであるか。この起源を論ずる場合、「ハンザ」なる名稱の包括する內容が、既に一言せる如く場合によりさまざまなるが爲めに、その見解の一致を缺くこと屢〻である。大體に於いてその起源は二樣に置かれてゐるが、先づこの「ハンザ」なる名稱の意味の推移を一括してみれば、次の如くである。即ち、(一)英國商人の團體をハンザと稱したのに模して、(二)在英國のケルン、ハムブルク、リュベック等からの獨逸商人、フランダアス商人等各自組合を作つてそれぞれの名稱に冠し、(三)一二八一年これ等獨逸諸都市より來つて英國に在る各都市のハンザがリュベック・ハンザの巧妙なる策略の下に合一され、すべて獨逸ハンザ商人(mercatores de hanse alemanie. 後に mercatores de hanse theutonicorum.)と一括總稱されるに至り、(四)更に一三五六年ブリッヂェに於ける決議により從來英國內に於いてのみ使用されたハンザなる名辭は、一三五八年より大陸に於いても行はれることになり、(五)而してこの頃よりして、從來は商人組合を指してゐたのが轉化して、同盟を結べる諸都市の聯合を指すやうになつたのであると云はれてゐる。(6) 從てハンザを以て、海外に於ける獨逸商人の組合とするか、獨逸に於ける諸都市の組織する團體とするかに從て、二樣の起源を有すといはねばならない。この點、通說に反對すべきものを持たないのである。(7) 然しながら、素〻このハンザは "einer Organisation deutscher Kaufleute zur Wahrung ihrer Rechte in der Fremde" たることがその根源なのであるからして、(8) この見解を採る場合には、往々にして主張せられるところの、リュベックとハムブルクとの兩市間に、エルベ、トラアフェ兩河に挾まれたる地に對する防禦同盟が、形式上整えられた一二四一年を以てハンザ同盟の起源と做すことに對しては、當然一考を要するであらう。「ハンザの事業は內國の通商にあらずして外國貿易に存することとなれば、此點より論ずるときは一二四一年の兩市間の條約もハンザの濫觴とするには議論の餘地なきにあらず」(9) と、原博士は論じて居られるが、まさにその如くである。勿論この條約は、その後一二五九年のリュベック、ロストック、ヴィスマアル三市間の防禦同盟と共に、北獨逸を主とする都市同盟結成の基礎の一斑を爲したであらう。然し、何等限定を加へることなくして、ハンザ同盟の起源に右の條約の締結を持ち來ることは問題であらう。

とにかく、ハンザ同盟は、一三五八年に至るまで、決定的に諸都市の商業的結合として結成されることなかつたと云つてよい。而して中心をヴィスビイに置く獨逸商人の協同體が、諸都市の同盟に推移した後に於いても、暫くは、加盟諸都市の政治的軍事的聯合たるに止まつたものの如くである。例へば丁抹の南方侵出に當るべく結成された聯合は、その性質の如何なるものかを示すものであらう。然しながら、この政治的軍事的聯合といふも、尙その根柢には、單なる海陸盜掠に對する防禦といふ目的のみが存してゐたのでは決して無く、北海並びにバルト海の制

海權獲得とその維持といふ共通の經濟的目的を抱いての上の連衡であつたことは勿論である。この繋ぎの絲がなかつたならば、當然利害關係の一致しない海岸都市と內地都市とは、共同動作に出づることなかつたであらう。而して右の協同體から軍事的都市同盟へ、更に商業的都市同盟への推移は、リュベックの指導の下に行はれた。而しでリュベックがこの指導的役割を演じた理由として說かれるのは、第一に、この地が交通接續地として占めた絕好の位置である。(10)

一二四三年創設され、その後五八年サクセン公ハインリッヒ・デア・レエヴェによつて再建されたこの都市リュベック(11)の地位の優れた點としては、それがバルト海に面し、トラアフェ河口に臨み、ホルシュタイン街道の入口であり、後に至つてはシュテクニッツ運河の完成(一三九八年)と同時にエルベの舟運がこの地に於いてバルト海に出づるに至つたこと等が擧げられてゐる。勿論このリュベックが後年ハンザ同盟都市中に於いて王者の位を得て、その雙頭の鷲の印璽がハンザ同盟の印璽と認められた程になつたのは、ひとりこの地理的優秀さにのみに基くものでもなく、ヴェエルマンの云ふ如く、何等か一定の行爲によつてでもなくして漸次的に自然に獲得されたもの(12)、或はレエリッヒの云ふやうに、主としてヴェンデン諸都市が難局に直面した際に於けるリュベック市會の政治的聰明とそのエネルギイとに基くものでもあつたと云はねばならないであらう。或はデエネルの如くに、この都市に於ける貿易の多樣さと範圍とが、他の北獨都市を遙かに凌いで居たが爲め、さまざまの利害關係を異にする諸都市を統制するに適當であつたとも云ひ得よう。事實右に一言したところの丁抹の南方侵出に對して、リュベックはその地理的位置からしてホルシュタインを保護するといふ重要な任務が課せられて居たのであつた。蓋しホルシュタインを略取されたならば、それは當然ズント海峽の支配を意味し、そしてこの支配は又對岸スカネエルの占領によつて更に强固たるものとなつたに相違ないのであるから、その實現はハンザ貿易にとつて全くの致命的打擊である。それ故にこれを避けんとしての種々の政策遂行が、商業路の中心として漸增する經濟的重要さを帶びたところのその地理的位置と結びついて、ハンザ諸都市の指導者として公認される結果を見たと做すべきであらう。そしてまた、海外にあつては、例へば一二八二年以後の在英獨逸ハンザ商人がリュベック市出身の商人をその主腦部に戴いたことなども、當然獨逸國內に於ける都市同盟建設に際してのリュベックの覇權把持を必然的ならしめたものに屬するであらう。然しこのリュベックの地位も常に惠まれて居たのではない。史實の敎ふる如く、このリュベックの權能も十四世紀初葉に於いては、丁抹の侵略によつて、その發揮することを阻止され、從てヴェンデン都市も沈淪の域を彷徨したのであつたが、一三一九年丁抹王エリッヒ・メンヴェットの歿すると共に、漸くその秩序回復の運びに至つたのである。

一三五八年以後、經濟的聯合として新裝を整えたハンザ同盟は、六一年丁抹王ヴァルデマアルの加盟市ヴィスビイ侵略を機として、更には六七年の「ケルンの盟約」なる政治的同盟の結成によつて諸威並び丁抹を敵として、いづれにあつてもリュベック主導の下に戰ひ、遂に後者は七〇年シュトラルズントの勝利に終り、政治上には丁抹王位繼承者選定權を得、經濟上にはハンザ諸都市のバルト海に於ける制海權を擴張し確定する結果を收めたのであつた。

ハンザ同盟前史及びその成立史の一半を窺つた吾々は、レエリッヒに倣つて(13)、右のシュトラルズント條約を以てハンザ同盟史上に一時期を劃するものであると見てよいであらう。即ちこの條約締結までを、ハンザ同盟擴張期とし、以てこれをその後の停滯及び沒落期に對立せしめるのである。その理由とするところは、リュベックに於

いて特に明かに看取せられるのであるが、十四世紀後半に始まる各都市に於ける反同盟的革命の氣運の擴大、及び一三七〇年以降に於いては、更に擴張政策を採ることなく、既得狀態の維持にのみ專念したことによつて、それは高度の政治的發展狀態にあることが示されるからである。(1) 從て、ハンザ同盟はこの條約締結時までに、諸方面に於いて容易に現狀を維持し得る限度に達してしまつてゐたのであつたと云ふことが出來よう。

そしてまた、この時既に同盟內部に於いて、その結合破綻の端初を求めることが出來るのである。それはハンザの諸政策、殊にその對外航海政策が地方的利益の前には、遂行せられなくなつたことに、これを看取することが出來よう。これまた、この時期に吾々が劃線を附する理由なのである。

孰れにせよ、ここに指示されたハンザ全盛時に於ける中世的要素の優越を、筆者は次節に於いて闡ふであらう。

(1) タムスン教授は、ハンザ史家が、一二四三年のリューベック建設に溯ることは稀であり、更に又、一二三四年のサクセン公ロタアルの免許にまで溯るものの無きことに對して、大分不滿の如くである。そしてベッヒトルトと共に、ハンザ同盟起源の探求は未だ然るべき取扱を受けてゐないと云ふ。一見如何にも然るが如くである。例へばザルトリウスの「ハンザ同盟史」、シェフアの「ハンザ」、リントナアの「獨逸ハンザ」等は、すべてタムスン教授の不滿の材料たるものであらう。然し、尙、バルトホルト、シュタイン、デエネル等のハンザ研究家は、果方移民或はそれより遙か以前を以て、ハンザ同盟成立を物語るものとしてゐるのである。

——J. W. Thompson: Feudal Germany. 1928. p. 529.

Bächtold: Der norddeutsche Handel im 12. und beginnenden 13. Jahrhundert. 1910.

G. Sartorius: Geschichte des hanseatischen Bundes. Tl. I. 1802. S. 49. ff.

D. Schäfer: Die Hanse. 1903. (Monographien zur Weltgeschichte. Ht. XIX.)

T. Lindner: Die deutsche Hanse. 4. Aufl. 1911.

F. W. Barthold: Geschichte der deutschen Hansa. Tl. I. 1862. S. 23 ff.

W. Stein: Beiträge zur Geschichte der deutschen Hanse bis um die Mitte des 15. Jahrhunderts. 1900. S. 1.

E. Daenell: Die Blütezeit der deutschen Hanse. Bd. I. 1906.

(2) A. Winckler: Die deutsche Hansa in Russland. 1886. S. 3.

(3) Vgl. Fr. Schulz: Die Hanse und England von Eduards III. bis auf Heinrichs VIII. Zeit. 1911.

(4) T. Mayer: Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. 1928. S. 81-2.

R. Kötzscheke: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. 1924. S. 602.

Vgl. T. Mayer: Deutsche Wirtschaftsgeschichte der Neuzeit. 1928. S. 41.

(5) Vgl. Daenell: Op. cit. Bd. I.

(6) Mayer: Mittelalter. S. 82. 原勝郎著　西洋中世史概說、昭和六年、一九六、一九九、二〇九頁。

(7) 例へば R. Mayr: Lehrbuch der Hangelsdeschichte auf Grundlage der Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. 3. Aufl. 1921. S. 91-2.

(8) J. Bühler: Die Kultur des Mittelalters. 1931. S. 229.

尙、獨逸ハンザ成立に關するメヤの見解については一考を要すると思ふ。——Vgl. H. Cunow: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte. Bd. III. 1929. S. 205-7.

(9) 原勝郎著、一九八頁。

(10) Vgl. C. Wehrmann: Lübeck als Haupt der Hanse um die Mitte des 15. Jahrhunderts. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1892. S.81-119.

(11) F. Rörig: Geschichte Lübecks im Mittelalter. in: Geschiche der freien und Hansestadt Lübeck. Hrsg. von F. Endres. 1926. S. 28-32.

(12) Wehrmann: Op. cit. S. 82.

(13) F. Rörig: Aussenpolitische und innerpolitische Wandlungen in der Hanse nach dem Stralsunder Frieden (1370). in: Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. 1928. S. 139.

(14) Rörig: Hansische Beiträge. S. 153.

III

ハンザ同盟の生命は海にある。更には航海にあつた。それは彼等の標語 "Navigare necesse est: vivere non est necesse." に明かに示されて居るところである。事實ハンザ諸都市がその大をなしたのも、海によつてであつた。即ちスカンディナヴィア諸國との海戰によつてであつたと云ふことも出來よう。(1) またハンザ同盟の富と權力との資源は、ナイトの云ふやうに、(一)對英貿易、(二)對露貿易二大中心地たるヴィスビイ及びノヴゴロドに於ける獨占、(三)ズント海峽の漁業權の三者にあつたと做すことも出來よう。(2) してみれば、いづれも皆海に關係しての富であり權力であつたと云ひ得よう。と云ふのは、その通商の大部分が海路を經て行はれたからである。ここに、右の最後に擧げたショオネン地方の漁業權とは、大部分鯡漁獲に關するものである。當時歐羅巴に行はれたロオマン・カトリック教旨によるところの、七日目毎に魚を主要食に用ゐること及びレントからイィスタアまでの六週間を通じて肉食の代用物とすること、更にその廉價なることとの爲めに、鯡は多大に需要された。論者によつては、これに應じたこの漁獲事業がハンザ同盟の起つた原因であり、從てまた十六世紀初頭のプロテスタント運動によつてその市場が縮少したことと、同世紀中葉以降潮流の變化からその漁獲不能になつたこととが、同盟分裂の原因であると斷定を下してゐるが、然し同盟都市にとつては、漁撈そのものに直接の關心を有したのではなくして、重要商品の一としてのその販賣が問題であつたのである。(3) すべて彼等にとつて、問題は仲立ち的商業の對象として價するか否かであつた。即ち加盟都市はいづれも商業都市として、その市民はすべて仲介商人として、以て一切の問題に對する解決をつけられることが必要であつたのである。

このハンザが扱ふところの商品は、決して一定種類のものに限つてではないこと、封建時代の商人一般が專門的な商品取扱ひをしなかつたことと變るところはない。さまざまな物資が彼等によつて賣買され、仲立ちされてゐたのである。前記の鯡をはじめとして穀物、バタ、チイズ、鹽等の食料品、麥酒、葡萄酒等の酒類、毛皮、蠟、琥珀、材木、或は銀、銅、鐵等が、他方には羊毛、毛織物、絹織物、胡椒等と共に、それぞれの中心地に於いて取引されてゐた。しかもハンザ商人は、これ等の仲介商業を、前述の如く、海路によつて行つた。當時の陸上運送が、道路の劣惡、多くの關門に於ける徵稅、盜掠の危險を含むが爲めに、商品の運搬に河川が選ばれたことは至當であり、しかもこの「水路も、時間的に遙かに經濟でその上、一時に可成り多くの量を積み出すことが出來た」が、尙沿岸の封建領主の苛酷な關稅による商品課稅はこれを免れることを得なかつた爲めに、(4) これを避けて、勿論自然的並びに人爲的危險には曝されたが――例へば暴風雨や海賊の來襲――海路による貿易が一層優勢に行はれたのである。勿論、ハンザ商業に於いて陸路を經由するものも可成りの程度に存したのであるが、內地の往來は可及的に多少の

迂回をしてまでも河川を利用したのであつた。例へばリュベックを中心とする獨逸ハンザ交通圏内の商業路として擧げられる數多くの路線を地圖上に辿るとき、(5) このことが證される。

扨て、ハンザ同盟にとつての資源として、右に擧げられたものの中に含まれる貿易上の獨占は、リュベックの巧みなる指導と統制とによることも多いであらうが、尙その海外の出先き地に設けられたハンザ商館に附隨した各種の特權に、更にはその商館内部に於ける嚴格なる統制に負ふところも亦尠くないことは勿論であつた。幾多の商館の中で特に重要なものが、ノヴゴロド、ベルゲン、ブリュッヂェ、ロンドンに於けるそれぞれであつたことは、改めて述べるまでもないことであらう。然し、とにかくこれ等の利用が、同盟の基礎を一層かためる結果を齎したことは確かである。

例へば、明確にハンザ同盟として結成せられる以前にバルト海で覇を爲したヴィスビイの商人協同體によつて、夙に商館が設けられたノヴゴロドは、バルト海に出る水路の交叉點に位置し、その有利な地位とここに集まる重要物産、特に毛皮とウラルの銀との爲めに、商業の中心地たるべく用意されてゐた場所であつた。云ふ迄もなく歐羅巴大陸が貴金屬を擁すること甚だ少き當時に於いては、この最後のものの集散といふことだけでも、尙都市として重要な意義を持つのであつた。よく引例されるところであるが、中央獨逸の小都市ゴスラアルの著しき發展は、その近傍のハルツヴァルトから銀が採掘されたことに基いたのであつた。勿論、ゴスラアルの成立は素、この鑛山の爲めのみではなく、都市としては鑛脈發見に先立つこと五十年以前に建設せられたものであることノイブルクの云ふが如くであり、(6) 更にゴスラアルの商人はラムメル山よりの銅の販賣を以て有名になつたことクンツェの云ふ如くであらうけれど。(7) 從てこの「中世に於ける主たる交換要具――銀」と「高價なる商品――毛皮」とを擁せるノヴゴロドは殷盛なる、そして西歐と直接の關係にある商業都市として雄たるものであつた。そしてこの地にハンザの商館が設けられたのは、一二七二年と云はれてゐるが、これより六年の後に置かれた諸威の良港ベルゲンに於ける商館と共に、(8) 商館内に於いて治外法權を得てゐたことによつて、これ等が進んでは貿易上に、どれほどの權勢を有してゐたかが窺はれるであらう。(9) そしてこれ等がいづれも、基督教文化の邊境地たるが爲めに、特にその程度を甚しくされたことは明かである。

ロンドンに於けるステイル・ヤアドは、ハンザ商館の中で最も名のきこえたものであらう。(10) これと云ひ、ノヴゴロドの商館と云ひ、ベルゲンのティスカブリュッゲンと云ひ、いづれも原料品を集めてこれを搬出することが、主眼であつた。これと對照を爲してゐたのはブリュッヂェに於けるものであつた。フランダアスとのハンザ貿易が殆ど全部集中されたブリュッヂェに於ける商館が比較的開放的であつたのは、この都市が當時世界市場として國際商業の中心であり、(11) 從てそのインタアナショナリズムの影響を受くること多かつた故であると做されてゐる。ヘプケに據れば、この都市は、主として織物製造を營むところのフランダアス背面地からの加工品の輸出地として成長したものである。(12) してみれば、この地に於いて封鎖的獨占策が採用されなかつたことは當然であり、それはハンザの權勢を以てしても不可能なことであつた。

これ等の諸商館内に於いて、いはゞギルド的統制が行はれたことは、ひとのよく知るところであらう。まさに商館は、いはゞその所在都市内の一小都市を形づくつてゐたのである。商館内に於いて、Ältermann（年寄）による一切の監督、交易に關しての嚴重なる制規、商人、徒弟、使用人等に對する居住の制限、獨身生活の强制、徒弟期間を十年と定めこれに對する訓育の規定等、各出先き地によつて多少程度の相違はあつたが、いづれもそれが封鎖的

組織の下に置かれたことは同一である。

これは、まさに中世的なる組合精神の結實であつた。そしてまた一三六六年リューベックに於いて決定せられたところの、いづれのハンザ都市の市民にも非ざるものは、ハンザの海外に於ける特權を享受することを得ずとの規定と共に、最も明かにハンザ同盟に於ける封鎖的秩序、換言すれば中世的なる要素の所在を、吾々に指示するものと云はねばならない。この要素こそ、その前資本主義的社會の枠内に於いての目覺ましき活躍を可能とした要因たるものであつたのである。

（1） E. Speck: Seehandel und Seemacht. 1900. S. 53-4.

（2） M. M. Knight: Economic History of Europe, to the End of the Middle Ages. 1926. p. 212.

（3） H. Bechtel: Wirtschaftsstil des deutschen Spätmittelalters. 1930. S. 104. Schäfer: Op. cit. S. 42. ff.

（4） 例へばライン河からケルンに至る四十二時間の航路に於いては十三ヶ所の稅關が設けられてゐた。——M. G. Schmidt: Geschichte des Welthandels. 1912. S. 71.

（5） （A） リューベックより西方に向ふ商業路は、

（1） Lübeck – Kiel.

（2） Lübeck—Segeberg—Rendsburg – Flensburg.

（2a） Lübeck—Dithmarschen.

（3） Lübeck Oldesloe – Hamburg.

（4） Lübeck – Hamburg – Brügge.

（B） リューベックより南方に向ふものは、

（1） Lübeck—Lüneburg.

（2） Lübeck—Trittau—Hamburg.

（3） Lübeck—Wittenburg.

ラッツェブルク・ラッツェベルクを商業路の分岐線として加へる説もあるが、ここに同じものは、

（4） Lüneburg—Minden—Dortmund Köln.

（5） Lüneburg—Hannover—Hameln · Köln.

（6） Lüneburg—Hannover—Hameln Frankfurt a. M.

（7） Lüneburg—Hannover—Göttingen – Frankfurt a. M.

ラッツェブルクよりのものを線とせずして、ここに同じものは、

（8） Lüneburg – Braunschweig - Magdeburg.

（9） Luneburg—Magdeburg – Nürnberg.

（C） ラッツェブルクよりの東方に向ふものは、

（1） Lübeck - Schwerin – Neustadt—Mark Brandenburg.

（2） Lübeck—Rostock—Stettin—Danzig.

等が數へられるのである。

——Vgl. Fr. Bruns: Lübecks Handelsstrassen am Ende des Mittelalters.. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1896. S. 43-87.

（6） W. Stieda: Dr. C. Neuburg, Goslar Bergbau bis 1552. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1893. S. 135.

(7) K. Kunze: Zur Geschichte des Goslarer Kupferhandels. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1894. S. 139.
(8) C. Schumann: Die deutsche Brücke in Bergen. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1889. S. 55.
(9) Vgl. Fr. Bruns.: Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik. 1900.
Fr. Bruns: Norweger uxd Deutsche zu Bergen. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1900. S. 142. ff.
(10) 「ロンドンに於けるハンザ商人。」野村教授、英國資本主義成立史、二六四—三〇三頁參照。
(11) Wehrmann: Op. cit. S. 91. und 89.
(12) R. Häpke: Brügges Entwicklung zum mittelalterlichen Weltmarkt. 1908. S. 203. und 253.

四

封鎖的秩序を有するハンザ同盟の諸政策は、すべて中世の各國の商業政策一般の如く、等しく排他的、獨占的精神の發露であつたと做すことが出來る。即ちそれ等は、同盟の敵手が制海權を獲得したり又はその商業を發達せしめるが如きモメントに對してはすべてこれを阻止することを計ると同時に、加盟者に對してはこれを立法その他種々なる手段を以て支援扶助することを圖つたのである。しかも前述の如くハンザ商業の大部分が海によつて行はれる事實からして、それ等の手段の中で、航海政策に關する規定は、特に重要な役割を演じたと云はねばならない。ハンザの商業の實踐と擴大とに對して、航海の保護と奬勵とは肝要な條件たるを失はなかつたのであつた。

事實當時としては巨大な發展を遂げたところのハンザ海上貿易は、ハンザ船隊なくしては不可能であつたに相違ないことは、まさにデエネルの語る如くである。そしてまた、このハンザ海上貿易が運搬要具に就いて他から拘束せらるることなく、獨立と行動の自由とを有して、以て各民族及び各國間の商業關係に於いて仲介者たるの地位を保持するが爲めには、船舶業と造船業とが、ハンザ都市に存在しなければならなかつた。(1) そして海港たりし同盟都市に於いて、多かれ少かれ海船が造られ造船に關係する諸製造業が營まれたのである。後者に就いてはダンチヒ、エルビング、シュトラルズント、リュベック等の諸都市に於ける街路の名稱によつて、それぞれの舊時の職業が想ひ起され得る。(2) 而して前者に就いては、造船に必要な材料として、木材、タアル、ピッチ、鐵等が地理的理由によつて、バルト沿海都市でかなり廉價に且つ容易に求められたが故に、この地方、特にシュテッティン、ダンチヒ、リガ等で隆に建造されたのであつた。(3) 所ところで、その船型は如何なるものであつたか。それに續いて以下に於いてはハンザの航海政策のうちで對內的のものを若干採り出さう。

太西洋岸から露西亞に至る間に存在せる當時の港の性質は、大船での海上運送も、その建造も奬勵しなかつたと、デエネルは云ふ。即ち當時の港は淺く、平均七呎乃至十呎の深さしか有しなかつた。(4) しかもこの缺陷を救ふところの知識、能力は缺けて居り、土砂の流入を防ぐ土木工事方法は案出されなかつたのである。その結果、滿載船は埠頭に横付けることを得ずして、その積荷の一部を艀船に移し以て碇船することを、屢、强制された。このことはひとり時間と費用とを浪費する許りでなく、商品の價格を少らず騰貴せしめる原因を形作つたのである。(5)

かくてハンザの諸港の狀態の不完全な爲めに、ハンザの領域內に於いては船型を大きくすることが阻まれたのみでなく、却つて船型を港の狀態に適應させることが企てられたのであつた。十五世紀初頭に於けるハンザ同盟船に就いての命令は、これである。即ち一四一三年ハンザ會議の決議によれば、ハンザ都市に於いて積載量百ラスト以上及び吃水六エルレ即ち十二呎以上の船舶を建造することは禁ぜられたのである。(6) これがハンザ同盟船舶の平

均的大さを示すのである。そして船型は主として、Kogge 及び Hoik と稱せられるものが大部分を占めて居た。(7) それはいづれも、舳部は廣く且つ丸く艫部も亦恰好のよくない、そしてこの船の兩端は城塞の如き構造を有し特に水面より高く突出した形狀の、一本乃至三本檣の帆船であつた。(8)

かかる船舶はいづれも、絶えず沿岸に出沒する海賊に對する防備として、一定數量の武器と軍需品とを備えるところがあつた。一四四七年のハンザ會議による武裝に就いての規約は、その後七〇年改訂されたが、これによれば百ラストの船舶は二十名用の武器を備えねばならず、これを基準として船舶の大小に應じて、その武裝を增減し、この規定を犯すときは一金マルクの罰を課せられた。(9) ここに武器の備付けが二十名分と規定したのは、當時普通の場合百ラストの船の乘組員數が二十名であつた爲めであり、(10) その武器とは、弩、弩の矢、鎗、甲冑、斧等の類である。然しこれ等の武裝が、單に外敵に對する防衛の爲めのもののみでなかつたことは勿論である。彼等自身また直接的盜掠を試みたのであつた。海賊を防ぐ爲めのものは、同時に海賊を行ふ爲めのものであつたのである。比較的穩當にタムスンはこれに就いて次の如く云ふ、ハンザは海賊に就いては兩刃のゲエムを試みたのである。即ち若し競爭相手を壞滅する爲めに海賊を默認するか奬勵するかが割に合ふ場合には、これを躊躇することはなかつたのであると。(11)

この他方に於いてハンザの航海政策は、船荷の保護、安全な運送を目指した。例へば冬期の間の航海停止の如きはその一である。それは一三九一年ハンブルクに於けるハンザ會議に於いて、十一月十一日より二月二日まで航海を禁止することが議題とされて居る。(12) ハンザ船舶の建造に當つてはこれを專門家が監督して、以て非難せらることなき且難航に耐える船舶たるべきこと、不良材料の爲めの損害に對して商人を保護することはその二である。一四一三年リューネブルクのハンザ會議に於いて、ハンザの造船所に審査官を置くことが提議されて居る。船舶及び商品を安全ならしむるが爲め、積載超過を避けんとしたことはその三である。それはヴェネチアの船舶が當局の命令によつて附する如く、明確に屹水線を設けることを以てした。(13) その他數多くの命令によつて、難破の場合、海賊に襲擊された場合等に際しての處置を規定し勵行するところがあつた。(14)

以上はハンザの對內的航海政策の一斑である。これに對して、その對外國の政策は如何なるものであつたか。それは既に一言せる如く、排他的獨占的と形容することを以て盡きるのであるが、大體に於いてその全盛時、即ち十四世紀後半に確立することを得た諸狀態の維持を目標として、以て決定されたのである。この現狀維持の態度の中に、ハンザが既に下り坂に向ひつゝあることを看取したレエリッヒの口吻を借りて云ふならば、その對外政策は、ハンザがその沒落を自ら阻止せんとする努力の現れであると云ふことが出來よう。但しこれを自覺しなかつたことは確かのやうである。

先づこの排他的獨占政策は、その全盛期に於いて非ハンザの海運をバルト海から殆ど全く排除したところの現狀を確保することに向けられた。即ち非ハンザはハンザの勢力圏內に於いて、ハンザが冬期間航海停止せる慣行に贊同すべきことを强要したことはその一であり、(15) 非ハンザにハンザ船舶を販賣すること、ハンザ都市に於いて非ハンザ船を建造すること、非ハンザがハンザ船舶共有組合に資本參加すること等を禁止せんと努力したことはその二である。(16) これ等はすべて非ハンザ船舶の增加を能ふ限り阻止せんとする努力であり、ヴェネルの言葉を以てすれば、それはハンザが自己の關係する貿易の爲めにではなく、自己の爲めに、非ハンザの航海を征服せんとする努力であつた。(17) これと並んで採られたのが、ハンザ商人の非ハンザ船舶締船に對して壓迫を加へることであつ

た。即ち外國船主組合が、ハンザ貿易の爲めの運送業から利益を得ることを阻止し、更にハンザ商人はハンザ船舶のみを排他的に使用すべきことを強制したのである。(18)

これ等の政策はその全部が必らずしも各加盟都市に於いて遵奉され實行されたとは限らなかつた。しかもその禁止命令に不服從なることが明かであつても、容易にこれに制裁を與へることは不可能であつた。然しながら尙これ等の一般的禁止は、ある程度までその目的を達したとは、見て差支ないであらう。即ちそれは排他的獨占的なる目的を、不完全ながらも果し得たのであつた。ハンザの貿易圈内に於いて非ハンザの交通を征服し、その海運の擴大を阻止したこと、從て右の禁止政策がハンザ船舶共有組合にとつては利益であり、更にはハンザの造船に對しては外國人への船舶販賣禁止の爲めの損失に補償を與へるものとなつたこと等は、(19) 目的の達成せられた證左と做すことが出來よう。

以上、大體デエネルの論ずるところに從て、ハンザの航海政策に一瞥を與へたのであるが、この航海政策によつてハンザに結果したところが、可成りの利益であつたことは疑ないであらう。即ち少くともこの政策によつて、ハンザがその航海業を廣い地域に亘つて確立し、またその狀態を維持し得たことは確かである。その目的とする排他的獨占を確保したこと、そして外國からの競爭による被害を防ぎ得たことは事實である。然しこのことは、デエネルも指摘してゐる如く、ハンザの權力が強大であり、經濟上政治上周圍の國々に優つてゐる限りに於いて、可能であつたことは勿論であらう。

(1) Daenell: Op. cit. II. S. 340.

(2) 例へば Ankerschmiede; Reepschläger-strasse, und Reeperbahn; Lastadie; Brakbank 等。——Daenell: Op. cit. II. 341.

(3) Daenell: Op. cit II. 340.

(4) 諸港の深さに就いては、Stein: Op. cit. S. 28.

(5) Daenell: Op. cit II. 343.

(6) Daenell: Op. cit II. 345.

このハンザに於いて用ゐた「ラスト」は二・五登錄噸に概當する。從て、百ラストの船とは二百五十噸の船にあたる。

(7) この兩者を判然と區別するは難いと云はれてゐる。

(8) E. Voldemann: Germanischer Handel und Verkehr. 1925. S. 102.

Vgl. J. Bühler: Bauern, Bürger und Hansa. 1929. S. 429.

(9) Daenell: Op. cit. II. 349.

(10) Daenell: Op. cit. II. 355.

(11) J. W. Thompson: Economic and Social History of Europe in the Later Middle Ages (1300-1530). 1931. p. 174.

(12) Daenell: Op. cit. II. 365.

この意見は、ハムブルク、リュベック、ブレエメン諸市に於ける舊海法に規定され、そしてこれ等の都市によつて實行されてゐたところの、十一月十一日より二月二十二日までの間の航海禁止にならつたものであつた。このハムブルクに於けるものに就いては、——Vgl. T. Kiesselbach: Grundlage und Bestandteile des ältesten Hamburgischen Schiffrechts. in: Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1900. S. 89. § 13 a.

(13) Daenell: Op. cit. II. 367.

(14) 詳しくは Daenell: Op. cit. II. 368-75.

(15) Daenell : Op. cit. II. 376.
(16) Daenell : Op. cit. II. 378.
(17) Daenell : Op. cit. II. 384.
(18) Daenell : Op. cit. II. 384.
(19) Daenell : Op. cit. II 388.

五

ハンザの航海政策の内容をなすものが、前節に於いて親つたもののみでないことは勿論である。例へば吾々は斯業の經營資金を如何にして集めるかの問題を何等顧みるところなく、或は航海規定の中で乘組員に關するものに就いては述ぶるところなかつた。ハンザの政策が排他的であるといふことからして、後者に於いては、ハンザ船舶乘組の海員はすべてハンザ都市民に限つたか、即ち外國人の雇傭さへも許容しなかつた位に、排他的であつたか否かが當然知られねばならないであらう。ザルトリウスが吾々に示すところでは、「ハンザ船舶は母國の海員のみの乘組を許した」(1) のである。然るにこれに對して、かかることはハンザによつても亦個々の同盟都市によつても規定せられたものではなくして、各ハンザ都市並びに沿海地方に於いて雇傭せらるるを俟つ人々の多數存在せるが爲めに、ハンザ船舶に外國船員を使用することは全く例外視されてゐたに過ぎぬ、(2) と反駁されてゐる。この兩論究のいづれを採るべきかに就いては、前者の經營資金醵集形態の吟味、更には船員に賦與された權限の内容の探究と共に、吾々の檢討を必要とする問題に屬する。それ等は、中世的なハンザ同盟なる外衣の中に、近世的なる賃限勞働の萠芽が包まれて居り、この謂はゞ形式と内容との各〻の發展並びにその交互作用が、ハンザ同盟の沒落に導いたことを

見究めるに當つて、甚だ重要なる地位を保有するものである。然し筆者はこれ等を「ハンザ同盟に於ける近世的要素」を論ずる機會を得る時まで、讓りたく思ふ。その理由は極く簡單ながら本稿の最初に於いて述べたところであるが故に、ここには繰り返へすことを止めてよいであらう。

とにかく大體なりとも以上によつてハンザの政策の基調が謂ゆる中世的なるそれであることを、明かにした。このことは、ひとりその諸政策中にあつて最も中樞的なるものと思惟せらるるところの航海政策に於いて然るのみではなくして、等しく非資本主義的と形容され得る組合的秩序と仲立ち的商業との二要素により、ハンザの諸政策全般が同一色調を以て彩られたのであつた。然しながら、このハンザの諸政策に現はれたる中世的基調、延いてはハンザ同盟自體に包藏せらるる中世的要素の摘出は、ひとりその全盛時に於ける姿の觀察のみよりしてはその全きものを得られない。寧ろその要素と相反するところの個人主義的要素が萠された場所を對置することによつて、始めて吾々はこれを鮮明に看取することが出來ると云はねばならないであらう。かくして、筆者がハンザ同盟研究に於いて求めるところの、封建社會内に於けるその性格の識別、そしてまたこの同盟が世界史上に於いて占むべき地位の認知は、可能となると考へられる。この爲めに爾後の研究方向に就いて一言するならば、ハンザ同盟がその成立當初よりその内部に胚胎する近世的要素の動向、これに對しての、十四世紀末に始まる獨逸各部市に於けるツンフト鬪爭の影響、等が最初の主要なるものである。しかもこの後者に就いては、ハンザ都市が主として商業港市なるが故に、手工業者がその數に於いて優越せる都市とは異り、商人貴族が從來の支配を維持し得た(3) ことは、注目すべき事實である。このことは、ハンザ同盟に内在する中世的意義を深めるに役立つたところのものであつた。前述の航海政策決定の背後には、この都市に於ける商人貴族の支配なる事實が存して居り、その諸規定は、まさにこの

事實によつて方向づけられたものであつた。然し、この問題は、單にその航海に關する政策のみに就いて見らるべきものではなく、ハンザの貿易政策一般の決定を左右したこと勿論である。

既述の如く、ハンザなる商業資本が獨立的な且つ優勢的な發展を遂げたのは、封建經濟の框内に於いてであつた。素よりこのことはこのハンザが封建的經濟組織に對して分解作用を及ぼしたことを否定するものではない。それは確かに商業資本一般が然るが如く、社會の變化を媒介する作用を有した。これを具體的に云ふならば、この封建經濟から發生せるハンザ同盟が封建經濟の基礎を破壞して資本主義の發生を容易にしたといふ作用こそ、恐らくハンザ同盟に於ける最も特徴的なるものであらう。然しこれは、封建組織の崩壞のいとぐちが見出されて後の問題であることが、注意されて居らねばならないのである。

（1）Sartorius: Op. cit. Tl. II. 1803. S. 698-9.

（2）Daenell: Op. cit. II. S. 356.

（3）Cunow: Op. cit. III. S. 147.

Henryk Grossmann: Die Wert-Preis-Transformation bei Marx und das Krisenproblem.

奥田忠雄

フランクフルト・アム・マイン大學附屬の社會科學研究所（Institut für Sozialforschung an der Universität Frankfurt a. M.）は社會主義竝びに勞働運動に關する資料、文獻を豐富に所藏する點に於て、その比を他に見ずと云ふも強ち過言ではあるまい。而もこの研究所の前所長は社會主義史の權威であり、即ち Archiv für der Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung の編輯者として有名な Carl Grünberg である。教授は昨三十二年七十才の高齢を以つてその職を辭し（註）、現在は Max Horkheimer が所長である。

（註）序でにグリュンベルヒ教授七十才誕生記念論文集（Festschrift zum 70. Geburtstag von Carl Grünberg. Leipzig. 1932）の内容を次に紹介して置く。と云ふのは。同教授に敬意を表する爲に、獨逸、佛蘭西、和蘭、伊太利、埃地利、波蘭、瑞西、洪牙利の學者二十五名によつて起草された諸論文は、正に社會科學の研究者に取つて貴重な文獻たり得るからである。

Adler, Max: Zur geistesgeschichtlichen Entwicklung d. Gesellschaftsbegriffes.

Bauer, Stephan: Der Verfall der metaphorischen Ökonomik.

Henryk Grossmann: Die Wert-Preis-Transform.tion bei Marx und das Krisenproblem.